

平成29年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査(注1)

(1) 模擬排水試料

項目：一般項目(COD、BOD、ふっ素、ほう素及びTOC)

分析方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(平成49年環境省告示第64号)等

選択理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

アンケート調査において、実施に対して多くの要望がある。

COD、BOD、ふっ素及びほう素の4項目については、排水基準として基準値及び測定方法が規定されている。

(2) 模擬排ガス試料(ガス試料)

項目：窒素酸化物(NO_x)及び硫黄酸化物(SO_x)

分析方法：「排ガス中の窒素酸化物分析方法(JIS K 0104)」

「排ガス中の硫黄酸化物分析方法(JIS K 0103)」

選択理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

アンケート調査において、実施に対して多くの要望がある。

大気汚染防止法の排出基準項目であり、排出基準として基準値及び測定方法が設定されている。

2. 高等精度管理調査(注1)

(1) 模擬水質試料(揮発性有機化合物分析用)

項目：揮発性有機化合物(詳細項目及び参照項目)(注3)

詳細項目：1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、四塩化炭素及び1,2-ジクロロエタン

参照項目：1,1,1-トリクロロエタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、1,4-ジオキサン、1,1,2-トリクロロエタン及びテトラクロロエチレン

分析方法：水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)

選択理由：調査計画(計画期間における実施内容)(注2)に基づき実施する。

アンケート調査において、実施に対して多くの要望がある。

すべての項目について、水質環境基準項目(又は要監視項目)に設定され、基準値(又は指針値)及び測定方法が規定されている。

1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)、1,4-ジオキサンについては、近年地下水環境基準項目に追加されている。

水質試料中の多くの揮発性有機化合物で一斉分析が普及してきていることから、昨年度の調査結果及び過去の調査実績を踏まえて、精度の確認を行う。

(注1) 「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が確立されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは、基準値、公的な分析方法等が確立されていない(又は規定されて間もない)又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査(1試料)、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査(1試料)、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査(1試料)としている。

(注2) 平成28年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」(平成28年度5月23日)による。

(注3) 参照項目の分析条件等については、詳細な調査は実施せず、分析結果の報告のみとする。